

緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域が変更されるとともに、これらの区域において緊急事態措置等を実施すべき期間が延長されたこと等を踏まえ、変更された基本的対処方針の着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いするものです。

事務連絡
令和3年5月7日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策に関する
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、新型インフルエンザ等特別措置法（以下「法」という。）第32条第3項の規定に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域に、5月12日以降、愛知県及び福岡県が追加されるとともに、緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長されました。また、法第31条の4第3項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に、5月9日以降、北海道、岐阜県及び三重県が追加されるとともに、5月11日をもって宮城県が除外され、まん延防止等重点措置を実施すべき期間が5月31日まで延長されました。あわせて、同法第32条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

各府省庁におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知を図る等の対応をお願いします。

- （別紙1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更
 - （別紙2）新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
 - （別紙3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
- 令和2年3月28日（令和3年5月7日変更）

【問合せ先】
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）
担当者：八重樫、多田、阪本、坂本、清水、山口、岩熊、石岡
TEL：03-6257-1309
MAIL：reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp
satoshi.tada.n4w@cas.go.jp
ryo.sakamoto.k5y@cas.go.jp
koji.sakamoto.r3p@cas.go.jp
satoshi.tada.n4w@cas.go.jp
aki.shimizu.r5a@cas.go.jp
hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp
daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp
takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp